

## 岐阜市結婚新生活支援事業 Q&amp;A

番号	質問	回答
1	所得とはいったい何を指しますか。	<p>所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦合算によります。個人に複数の所得がある場合（例：給与所得と一時所得など）はこれらを合算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額</li> <li>・ 自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費</li> </ul>
2	所得は、どの時点の課税(所得)証明書に基づいて確認すればいいですか。	申請の時点で発行されている直近の課税（所得）証明書により確認してください。
3	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。	所得証明書の期間と同一期間です。
4	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認しますか。	奨学金返還証明書により確認しますが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認します。
5	1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合はどうしたらよいですか。	当該年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得額を推計します。また、収入がない方は、無収入である旨を誓約書に記載してください。
6	契約した住宅の住所に引越しが終わっていない（住民票を異動させていない）が、補助の対象となりますか。	対象となりません。夫婦の双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていることが必要です。
7	対象となる年齢は、いつの時点の年齢ですか。	<p>婚姻日時点の年齢です。</p> <p>※ 年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。</p>
8	婚姻前の住宅購入又はリフォームは補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅購入の場合は婚姻日から1年以内に取得したものの、リフォームの場合は婚姻日から1年以内に発注契約したものに限りです。
9	複数回転居した場合は、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象となりますか。	補助上限額の範囲内の申請の場合に限り、2回目以降の転居も補助の対象となります。
10	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。	対象となります。（本補助事業に国籍要件は設定していません）

11	再婚の世帯も補助の対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本交付金による補助を過去に受けたことがある場合（他の自治体での補助を含む）は補助の対象となりません。
12	生活保護受給世帯は対象となりますか。	対象となります。ただし、本交付金の対象となる経費（住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用）について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については本交付金の対象外です。
13	公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となりますか。	対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。
14	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、補助対象となるのは、婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に限ります。 ※ 上記の「婚姻を契機とした同居」とは、婚姻日前 1 年以内に同居した場合はいいます。
15	婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。	原則、婚姻後に生じた費用のみ補助対象となりますが、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合で、契約書、誓約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。 ※ 上記の「婚姻を機に」とは、婚姻日前 1 年以内に新たに物件を賃借して同居した場合はいいます。
16	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
17	親族が保有する物件を賃借又は取得した場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約書により内容が客観的に確認でき、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
18	夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか。	対象となります。

19	婚姻を機とした同居のため、婚姻前に行った引越の費用は対象となりますか。	対象となります。						
20	契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。						
21	契約名義人は夫婦の親ですが、夫婦のいずれか名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引き落とされている場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。						
22	婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる家賃等も補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅一軒に係る家賃等のみが対象となります。						
23	家賃等について対象となる費用はどのようなものですか。	<p>婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入（工事）費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の例</th> <th>補助の取扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地購入代、住宅ローン手数料、駐車場代（※家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもあります。（次項参照））、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>契約一時金、保証金</td> <td>敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。 ※ 上記以外の経費が含まれている場合は対象外となります。</td> </tr> </tbody> </table>	経費の例	補助の取扱	土地購入代、住宅ローン手数料、駐車場代（※家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもあります。（次項参照））、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料	対象外	契約一時金、保証金	敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。 ※ 上記以外の経費が含まれている場合は対象外となります。
経費の例	補助の取扱							
土地購入代、住宅ローン手数料、駐車場代（※家賃と一体不可分の場合は、対象とできることもあります。（次項参照））、物件の清掃代（入居前のクリーニング）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料	対象外							
契約一時金、保証金	敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。 ※ 上記以外の経費が含まれている場合は対象外となります。							
24	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうすればよいですか。	家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。						

25	勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、又は勤務先が所有する社宅等に入居し、給与天引きにより家賃相当額を負担している場合は対象となりますか。	対象となります。この場合、賃貸借契約書（社宅等の場合は入居申請書等、勤務先が発行した書類）で貸與人及び賃借人を、給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされていることを、それぞれ確認することが必要となります。
26	住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用とします。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とします。
27	夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。	所有者であることは要しません。ただし、夫婦の双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていることが必要です。
28	賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担するべき修繕費用ではないものに限ります。
29	住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか。	<p>下記の補助制度との併用は不可です。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。なお、下記以外の国の他の補助制度との併用については、個別に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもみらい住宅支援事業</li> <li>・地域型住宅グリーン事業</li> <li>・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業</li> <li>・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業</li> <li>・こどもエコすまい支援事業</li> <li>・長期優良住宅化リフォーム推進事業</li> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業</li> <li>・次世代省エネ建材支援事業</li> <li>・既存住宅における断熱リフォーム支援事業</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅エコリフォーム推進事業</li> <li>・住宅・建築物省エネ改修推進事業</li> <li>・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金</li> <li>・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業</li> </ul>
30	住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱はどうなりますか。	不動産の登記において、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は通常区分が可能です。売主等に建物代みの価格を確認してください。
31	住宅取得費用について、金融機関へのローン払い及び住宅メーカーへの一括払いはいずれも対象となりますか。	いずれも補助の対象となります（重複は除く）。補助対象となる経費は、婚姻日以降に支払ったものとします。ただし、当該婚姻前の住宅取得が夫婦連名によりなされた場合は、取得日（当該日が補助対象期間の初日より前の場合は補助対象期間の初日）以降から補助対象とします。なお、上記はリフォーム費用について準用します。
32	住宅建築中のため等、当該住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請は可能ですか。	交付申請はできません。住宅取得については、支払期間内に取得し、住民票を当該住所に置くことができれば交付申請が可能です。住宅取得が次年度になる場合については、「継続補助」の対象世帯として決定することで、次年度に交付申請が可能となります。
33	引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。	引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。（例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等）
34	申請に必要な証明書等はどこで取得できますか。	婚姻届受理証明書、戸籍抄本、住民票及び所得証明書は、岐阜市役所 1 階市民課総合証明窓口又はお近くの事務所で取得できます。 ※ 所得証明書については、1 月 1 日時点で住民票のある市町村で取得できますが、勤務先の申告の関係などで必ずそうであるとは限らないため、転出元の自治体に確認してください。

35	結婚新生活支援事業補助金は課税対象となりますか。	対象となります。一時所得に該当し、他の一時所得とされる所得との合計額が50万円を超える場合、申告をする必要があります。
----	--------------------------	---